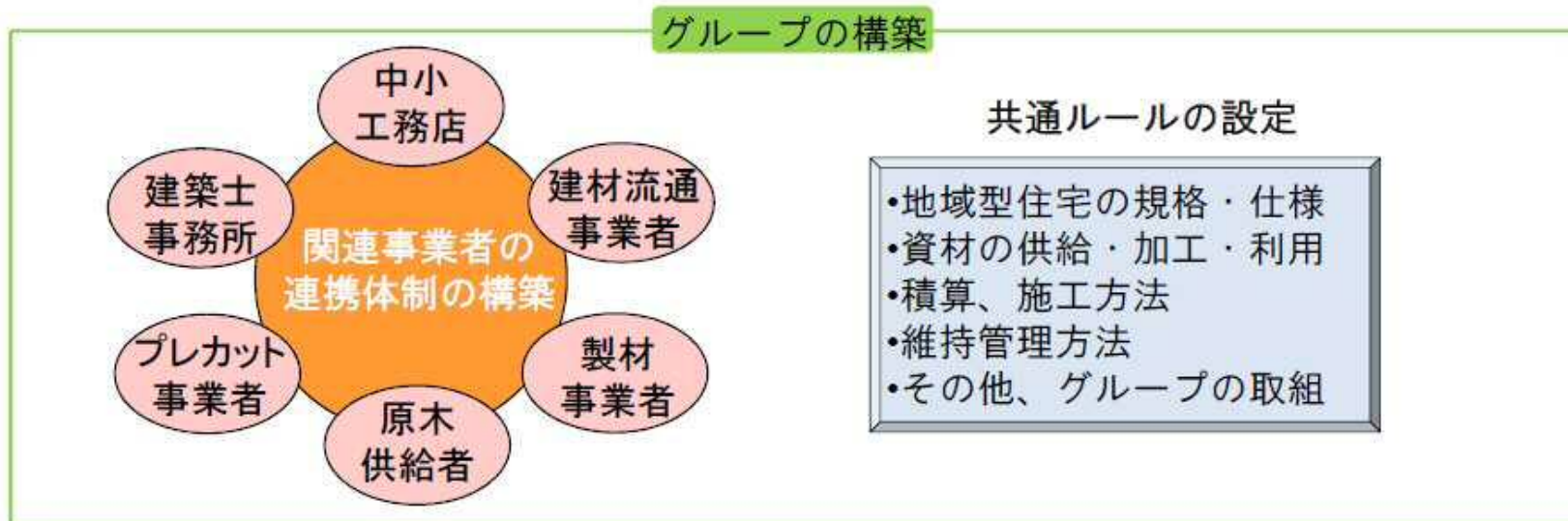


## 地域型住宅グリーン化事業（事業の流れ）

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制による、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備に対して支援する。

- ① 本事業に取り組もうとする、流通事業者、建築士、中小工務店等からなるグループによる、「『地域型住宅』生産の基本方針」及び「『地域型住宅』生産の共通ルール」等に関する提案を募集。



- ② これら提案内容に基づく活動を行うことを要件として国土交通省が提案を採択し各グループへの配分枠を通知。
- ③ 申請手続きマニュアルに従い、補助対象となる木造住宅・建築物ごとに補助金交付申請。
- ④ 事業完了後に実績報告を提出。

# 地域型住宅グリーン化事業（補助対象について）

## 長寿命型

(1) 長期優良住宅 : 補助限度額 110万円/戸

※過去実績4戸(8戸)以上の工務店の場合、100万円/戸

## 高度省エネ型

(2) 認定低炭素住宅 : 補助限度額 110万円/戸

(3) 性能向上計画認定住宅※(H28から拡充) : 補助限度額 110万円 /戸

※(2)(3)とも過去実績((2)(3)(4)併せて)4戸(8戸)以上の工務店の場合、100万円/戸

(4) ゼロ・エネルギー住宅 : 補助限度額 140万円 /戸

※過去実績((2)(3)(4)併せて)4戸(8戸)以上の工務店の場合、125万円/戸

・ 地域材加算 ・ 主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半に地域材を使用する場合、20万円/戸を限度に補助を加算

・ 三世同居加算 (H27補正から拡充) ・ キッチン、浴室、トイレ又は玄関のうち、いずれか2つ以上を住宅内に複数箇所設置する場合、30万円/戸を限度に補助を加算

## 優良建築物型

(5) 認定低炭素建築物など一定の良質な建築物※ : 1万円/㎡(床面積)

※認定低炭素建築物、BELS、CASBEEのいずれかの認定や評価等を受けた木造建築物

補助対象(住宅)のイメージ



補助対象(建築物)のイメージ

